

第1節 寿都町における地震の想定

1 基本的な考え方

北海道地域防災計画の別冊である「地震・津波防災計画編」では、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震及び最近の地震予知研究などから、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と平成5年（1993年）釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などであり、今後、新たな知見があった場合には、必要に応じ、地震想定を見直すこととする。

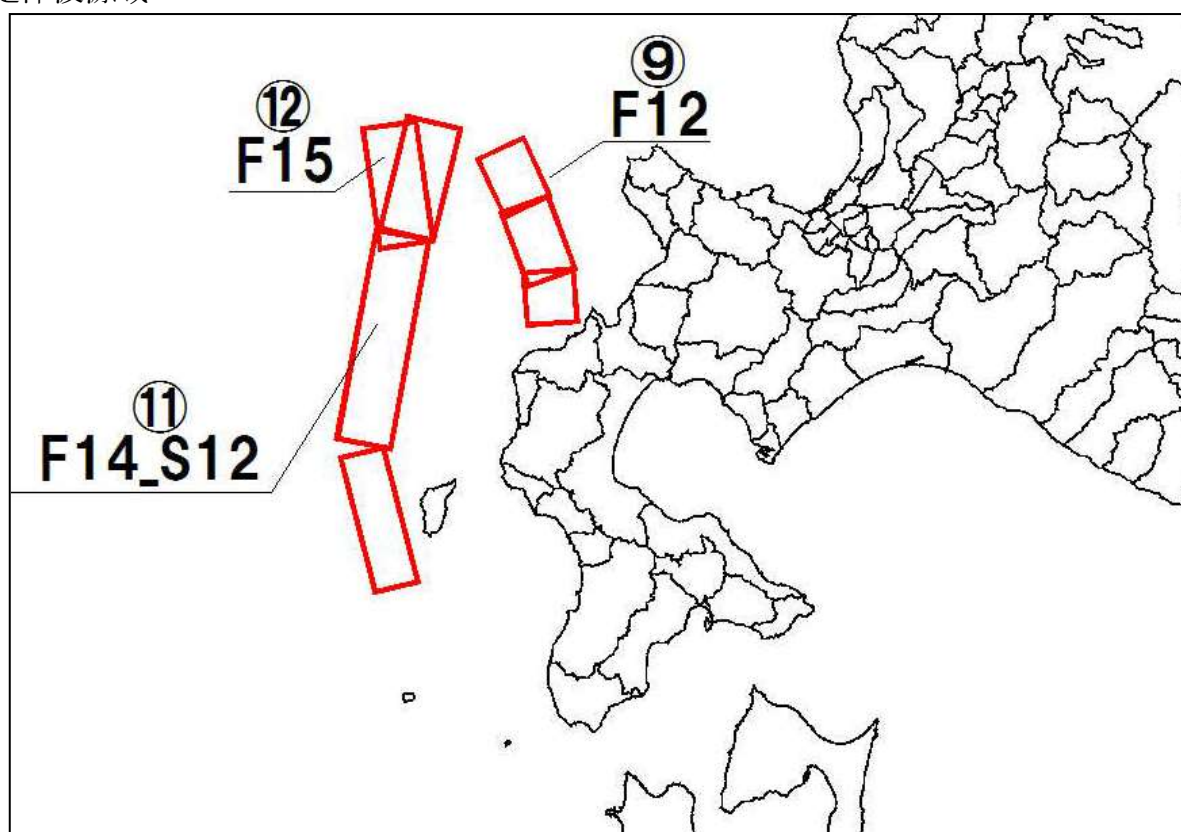
2 地震津波想定

北海道が平成29年度2月に公表した津波シミュレーション及び被害想定調査によると、本町に被害を及ぼす地震のうち、影響の大きい地震は、北海道島牧沖、北海道南西沖を震源とするもので、各地点の最大溯上高、第1波到達時間は次の表図のとおりである。

地 点 発 生 場 所	寿都漁港		朱太川河口		歌 棄		有 戸		横 潤	
	最大 溯上高	第1波 到達 時 間	最大 溯上高	第1波 到達 時 間	最大 溯上高	第1波 到達 時 間	最大 溯上高	第1波 到達 時 間	最大 溯上高	第1波 到達 時 間
⑨ F12 北海道 島牧沖	9.54m	9分	5.93m	14分	6.64m	15分	7.06m	12分	9.93m	9分
⑪ F14_S 12 北海道 南西沖 (南側)	10.51m	15分	5.85m	21分	6.60m	21分	7.77m	19分	14.55m	15分
⑫ F15 北海道 南西沖 (北側)	9.59m	16分	5.58m	21分	6.18m	21分	7.04m	19分	13.05m	16分

※ 条件がシミュレーションと異なる場合には、想定を超える高さの津波が来襲したり、ここで示した時間より早く到達するなどの可能性がある。

想定津波源域



3 津波の特性

- (1) 津波を発生させる地震は、大きな揺れを感じることもあるが、震源が遠距離の場合、揺れを感じなかったり、弱くても長い時間ゆっくりした揺れを感じることもある。また、津波は押しで始まる場合も引きで始まる場合もある。
- (2) 震源が海岸に近く浅い場合には、地震発生後直ちに津波が来襲することがある。震源が遠距離でもマグニチュードが大きい場合は、地震が発生してから数時間後に津波が来襲することがある。

(3) 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全活迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、津波・地震防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

第2節 災害予防計画

地震（津波）による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、北海道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

1 地震に強いまちづくりの推進

町、北海道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

(1) 建築物の耐震・不燃化の推進

ア 防災上重要な公共施設の整備

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、役場をはじめ防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、耐震・不燃化を推進する。

イ 一般建築物の耐震性の向上

町は、建築物の耐震化の重要性を広く住民、事業所等に対し広報を行うとともに、町内の建築物の耐震化を高めるための相談、指導体制の整備を推進する。

(2) 道路、橋梁、漁港施設等の整備

ア 道路及び橋梁は、震災時には避難、救援及び消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの新設及び補修にあたっては、従来からの拡幅整備を推進するほか、耐震性に十分配慮するものとする。

イ 大規模地震の発生により主要幹線道路が途絶した場合、各地区が孤立し、救援物資等を陸上輸送により送致することが困難となることを想定し、災害に強い漁村づくりとして町内各漁港の整備を促進するものとする。

ウ 文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

なお、第3種寿都漁港については、地域住民の生活や経済及び産業に必要な物流機能が点在し、長期的な停滞により2次的被害を誘発させることから、緊急支援物資及び被災地復興に要する資機材の搬入を可能とするため、南防波堤基部に緊急物資輸送船舶の接岸を可能とする耐震岸壁施設の整備、接続する道道寿都黒松内線及び道道寿都停車場線の拡幅整備を促進するものとする。

(3) 公園、緑地の整備

市街地におけるオープンスペースの確保は、震災時における火災の延焼防止等に重要な役割を果たす為、公園、緑地の適正な配置に努めるとともに、既設公園の整備を行い、防災効果の向上を図るものとする。

(4) 水道施設及び下水道等排水施設の整備

上下水道等のライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受けた場合、通常的生活を維持することが困難となるため、耐震性や代替性の確保に努めるものとする。

(5) 消防水利の確保

大規模地震では、水道施設の停止や水道管の破損により消火栓が使用不能になるこ

とが考えられるため、耐震性防火水槽等の設置や海、河川等の自然水利を利用した多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

(6) 通信連絡体勢の整備

震災時には、施設の被害又は町内外から急激な通話料の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策の検討が必要である。

- ア 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- イ 停電時の非常用電源の確保
- ウ 通信設備の耐震化、免震化の推進

2 津波災害予防計画

地震による津波災害予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

(1) 津波警報等、避難勧告等の伝達体勢の整備

ア 通報、通信手段の確保

町は、住民等に対して津波警報等の伝達を図るため、防災行政無線、広報車等多様な手段を確保する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

イ 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者(漁業協同組合、海水浴場の管理者等)、事業者(工事施工業者等)及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力を確保する。

ウ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(ア) 町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業者等が一体となり要配慮者にも配慮した津波予報伝達、避難誘導、避難援助等の実践的訓練を行う。

(イ) 学校等教育機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに避難訓練を実施する。

(2) 津波警報等の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌等を活用して津波警戒に関する次のような事項について周知徹底を図る。

ア 一般住民に対して、周知を図る事項

(ア) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

(イ) 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、広報車などで入手する。

(エ) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

イ 船舶関係者に対し、周知を図る事項

(ア) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外避難する。

(イ) 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに港外避難する。

(ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、広報車などで入手する。

(エ) 港外避難できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の

措置をとる。

(カ) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

3 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章9節 消防計画」の定めによるものとする。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、岩内・寿都地方消防組合の火災予防条例に基づく、火気の手扱い及び耐震自動消火装置付暖房器具を使用するよう指導を強化する。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

(3) 予防査察の強化指導

岩内・寿都地方消防組合寿都支署は、消防法に規定する防火対象物の立入検査を用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生や危険物の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果を挙げるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

ウ ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時に人命の危険度も増していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図る。

(5) 消防計画の整備強化

岩内・寿都地方消防組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画の整備強化を図るものとする。

4 危険物等災害予防計画

「第7章第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準用する。

5 建築物等災害予防計画

「第4章第8節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、地震災害から建築物等を防御するための計画として、次のとおり定めるものとする。

(1) 建築物の防災対策

ア 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(ア) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、病院、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導に努める。

(イ) 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町区域の避難所等への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

イ 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

ウ 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制の整備に努める。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき指導、助言等を行う。

エ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

町は、緊急輸送道路の沿道建築物について、積極的に耐震化に取り組むこととする。

オ 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努める。

6 土砂災害の予防計画

「第4章第7節 土砂災害の予防計画」を準用する。

7 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

(1) 液状化対策の推進

町及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(2) 液状化対策の調査・研究

町及び道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

(3) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下の対策が考えられる。

ア 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

イ 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

ウ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(4) 液状化対策の普及・啓発

町及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

8 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食糧、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

(1) 食糧等の確保

ア 町は、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体勢を整備し、災害時における食糧の確保に努めるとともに応急飲料水の確保及び応急水資機材の整備(備蓄)に努める。

イ 町は、防災週間又は防災関連行事を通じ、住民に対し2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるようにする。

(2) 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材等の整備充実、また備蓄倉庫の整備を図るにあたって、道が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

9 避難体制整備計画

「第4章第11節 避難体制整備計画」を準用する。

10 要配慮者対策計画

「第4章第12節 要配慮者対策計画」を準用する。

11 積雪・寒冷対策計画

「第4章第14節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

12 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震（津波）災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震（津波）防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震（津波）に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、町の区域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(ア) 啓発内容

- ① 防災訓練、避難所等運営訓練の実施
- ② 講習会、研修会等の実施
- ③ 職員の初動マニュアルの配布

(イ) 普及方法

- ① 町計画による各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 地震・津波に関する基礎知識
- ④ その他地震防災対策上必要な事項

イ 住民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(ア) 啓発内容

- ① 地震・津波に対する心得
- ② 地震・津波に関する一般知識
- ③ 札幌管区气象台と協力し、緊急地震速報利用の心得
- ④ 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ⑤ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑥ 災害情報の正確な入手方法
- ⑦ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑧ 外出時における地震発生時の対処方法
- ⑨ 自動車運転時の心得
- ⑩ 救助・救護に関する事項
- ⑪ 避難所等、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑫ 要配慮者への配慮

- ⑬ 各防災関係機関が行う地震災害対策
 - (イ) 普及方法
 - ① テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
 - ② 広報誌、広報車両の利用
 - ③ 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - ④ パンフレットの配布
 - ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

ウ 学校等教育機関における防災思想の普及

- (ア) 学校においては、児童生徒等に対し、地震（津波）現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (イ) 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (ウ) 地震・津波防災教育は、学校等の種別及び児童生徒の発達段階に応じた内容のものとして実施する。
- (エ) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

13 住民の心構え

平成5年(1993年)北海道南西沖地震の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本で

あるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震（津波）発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震（津波）・災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

(1) 家庭における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 地域の避難所等・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (イ) がけ崩れ、津波に注意する。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をする。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (オ) 飲料水や消火器の用意をする。
- (カ) 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (ク) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

イ 地震発生時の心得

- (ア) まずわが身の安全を図る。
特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (イ) すばやく火の始末をする。
- (ウ) 火が出たらまず消火する。
- (エ) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (オ) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (カ) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (キ) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (ク) みんなが協力しあって、応急救護を行う。

(ケ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。

(コ) 秩序を守り、衛生に注意する。

(2) 職場における措置

ア 平常時の心得

(ア) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

(イ) 消防計画により避難訓練を実施すること。

(ウ) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

(エ) 重要書類等の非常持出品を確認すること。

(オ) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

イ 地震発生時の心得

(ア) すばやく火の始末をすること。

(イ) 職場の消防計画に基づき行動すること。

(ウ) 場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

(エ) 正確な情報を入手すること。

(オ) 近くの職場同志で協力し合うこと。

(カ) エレベーターの使用は避けること。

(キ) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

(3) 運転者のとるべき措置

ア 走行中のとき

走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

(ア) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、避難については原則徒歩とする。

14 自主防災組織の育成等に関する計画

「第4章第13節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第3節 災害応急対策計画

地震（津波）による被害の拡大を防止するため、寿都町、北海道及び防災関係機関は、災害応急対策を積極的に推進する。

1 応急活動体制

地震（津波）災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道が現地災害対策本部等を設置したときは、同本部等と連携を図るものとする。

(1) 災害対策本部の設置等

災害対策本部の設置基準、名称、設置場所、通知及び廃止については、「第3章第2節 災害対策本部」のとおりとする。

災害対策本部は、本庁舎に設置することを原則とするが、本庁舎が地震により被害を受ける等の理由により使用できないときは、速やかに他の施設を決定し設置する。

【災害対策本部設置】

- | |
|---|
| 1 町内に震度5弱以上の地震が観測されたとき |
| 2 町内沿岸に大津波警報又は津波警報が発表されたとき |
| 3 町内に地震（津波）による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき |

(2) 災害対策本部の組織、運営及び業務分担

災害対策本部の組織、運営及び業務分担については、「第3章第2節 災害対策本部」のとおりとする。

(3) 職員の配備体制

災害対策本部の配備体制については、「第3章 第2節 災害対策本部」のとおりとする。

(4) 動員の方法

職員の動員方法、配備体制及び活動については、「第3章第2節 災害対策本部」のとおりとする。

(5) 職員の動員計画

動員の配備、伝達系統及び伝達方法等については、「第3章第2節 災害対策本部」のとおりとする。

2 災害情報等の収集、伝達計画

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震・津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

また様々な機会を通じ、情報の利用に関する心得、周知、広報をするものとする。

(1) 地震及び津波に関する情報の収集・伝達

町は、次に示す気象台の発表する情報等を一刻も早く入手して地震発生後の初動体制をとるものとする。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、震度4以上が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表される。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこともある。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALE

RT)により、町に伝達され自動的に町防災行政無線により住民へ伝達される。
また、テレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達される。

ア 地震に関する情報

- (ア) 震度速報：震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と震度、地震の発生時刻の内容
- (イ) 震源に関する情報：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加した内容
- (ウ) 震源・震度に関する情報：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名が発表される。
なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名が発表される。
- (エ) 各地の震度に関する情報：震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。
なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名が発表される。
- (オ) その他の情報：地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどが発表される。

ウ 大津波警報・津波警報・注意報

該当する津波予報区において、地震による津波により災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が、8を超えるような巨大地震については、精度の良い情報はすぐに発表されないため、「巨大」や「高い」という言葉で非常事態であることが発表される。

【津波警報等の種類と予報文】

種類	解説	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合採るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 10m 5m	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m	高い	陸域では避難の必要はない、海にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m	—	

エ 津波情報

大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が発表される。

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報：各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。

(イ) 津波観測に関する情報：実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。

北海道における津波観測地点は、次のとおりである。

稚内、枝幸港、紋別港、網走、根室市花咲、根室港、浜中町霧多布港、釧路、十勝港、えりも町庶野、浦河、苫小牧東港、苫小牧西港、白老港、室蘭港、渡島森港、函館、江差、瀬棚港、奥尻島、奥尻港、奥尻島松江、岩内港、小樽市忍路、小樽、石狩湾新港、留萌、利尻島杓形港

なお、津波到達予想時刻は上記の観測点に福島町吉岡、寿都、羽幌港を加えて発表する。

(ウ) 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報：該当する津波予報区主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。

オ 津波予報

津波による災害のおそれがない場合に発表される。

【津波情報の種類と予報文】

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨が地震情報に含めて発表される。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が津波に関するその他の情報に含めて発表される。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っただけの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が津波に関するその他の情報に含めて発表される。

カ 津波予報区

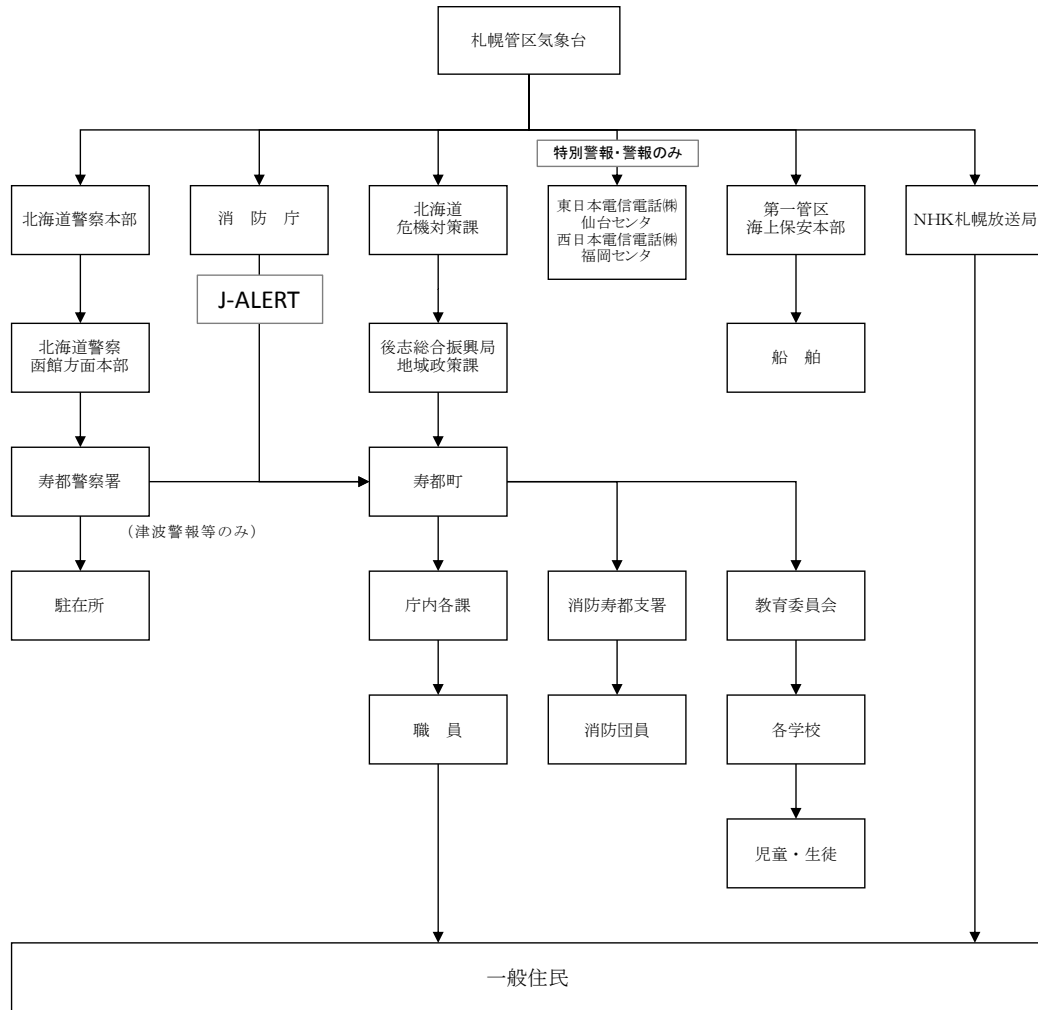
気象庁は、北海道の6予報区（北海道日本海沿岸北部、北海道日本海沿岸南部、北海道太平洋沿岸西部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸東部、オホーツク沿岸）に対し津波警報等を発表している。

寿都町の津波予報区は「北海道日本海沿岸南部」である。

キ 地震・津波に関する伝達

地震・津波に関する情報は以下の津波予報、地震・津波情報伝達形動図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により迅速に通報・伝達するものとする

【津波予報、地震・津波情報伝達系統図】



※「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を通じて携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」を配信。

3 災害情報通信計画

「第5章第1節 災害情報通信計画」を準用する。

4 災害広報計画

「第5章第2節 災害広報計画」を準用するとともに、地震・津波に関する広報活動については、以下のとおり、災害の規模、今後の動向、被害状況等の情報を的確に周知させ、人身の安全、社会秩序の維持のため、次により迅速なる広報活動を行うものとする。

(1) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

- ア 地震及び津波に関する情報（気象庁発表の地震情報を受けて周知する。）
- イ 避難所等について（避難所等の位置、経路等）
- ウ 交通通信状況（通信状況、通話可能区域、交通機関運行状況、道路交通状況、不通場所、開通見込日時）
- エ 火災状況（発生場所、避難指示等）
- オ 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項）
- カ 医療救護所の開設状況（開設場所等）
- キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ 河川、港湾、漁港、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の心得等、人身の安全及び社会秩序保持のための必要事項

(2) 広報の方法

「第5章第2節 災害広報計画」に定めるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、防災行政無線等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

5 避難対策計画

「第5章第4節 避難対策計画」を準用するとともに、避難所等については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。また、避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、捜索の命を受けた職員が当たるが、避難誘導に当たっては、要配慮者を優先して行うものとする。

特に地震が大規模である場合の避難所の開設及び学校等の避難対策等について、次のとおり定めるものとする。

(1) 避難実施責任者及び措置内容

地震の発生に伴う火災、山(崖)くずれ、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

ア 町長

(ア) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要があると認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの勧告(指示)、立退き先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難所の収容等を行い、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する(避難解除の場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。)

(イ) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、ただちに避難の勧告・指示を行う。

(ウ) 町長は、津波警報などの津波の発生予報が発せられた場合、沿岸地域の居住者、滞在者その他の者に対し、直ちに高台などの安全な場所へ避難するため、避難の勧告・指示を行う、また、避難の勧告・指示は、防災行政無線などあらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事又はその命を受けた道の職員

(ア) 知事又はその命を受けた道の職員は、洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し、避難のための立退きの指示をすることができる。又知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

(イ) 知事は、災害発生により町長が避難の立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に変わって実施する。

(ウ) 後志総合振興局長は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

ウ 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、アにより町長から要請があったとき、又は町長が立退き指示できないと認めるときは、立退き指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。災害による危険が急迫したときは、警察官はその他の

危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

エ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (ア) 避難及び立ち入り
- (イ) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入りの制限・禁止及び退去命令
- (ウ) 他人の土地等の一時使用等
- (エ) 現場の罹災工作物等の除去等
- (オ) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

(2) 避難方法

ア 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他の指示権者の命を受けた職員があたるが、避難立退きにあたって避難誘導者は円滑に立退きについて適宜指導する。その際、自力避難が困難な要配慮者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

イ 移送の方法

(ア) 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難することが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

(イ) 大規模な場合

罹災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。道は、前記要請を受けたときは関係機関に救援を要請する等、適切な方法により措置する。

ウ 避難所の開設及び管理等

避難所の開設及び感知等については、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるとおりとするが、特に災害が大規模である場合には、次の事項に留意する。

(ア) 避難状況の把握

大規模地震の発生とともに、直ちに職員は町災害対策本部に参集するものとするが、参集途上において最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握するものとする。

(イ) 職員の派遣

町災害対策本部は、参集職員等の情報に基づき避難所の開設の必要度の高いところから職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

(ウ) 避難者と児童生徒の住み分け

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

(エ) 要配慮者への対応

高齢者や体に障害のある要配慮者のための場所を避難施設内に確保する。また、必要により社会福祉施設等に協力を依頼して要配慮者を搬送し、介護の体制を図る。

(オ) 避難者のプライバシー

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切板の設置等避難者への配慮を行う。

エ 住民の留意事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また地震の規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項に留意するものとする

- (ア) 家から最も近い避難所等を2箇所以上確認しておき、避難所等に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。
- (イ) 避難所等に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておく。
- (ウ) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所等にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (エ) 要配慮者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるよう訓練を通じ周知徹底しておく。

6 救助救出計画

第5章第5節第5「救助救出計画」を準用するとともに、救助救出については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。また、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

(1) 連携体制の確立

町は、救助救出活動にあたっては各機関との情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに迅速な救助活動を実施する。

(2) 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を活用して救出を行うものとするが、救出用資機材が不足のときは、町内建設業者、運送業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行うものとする。

(3) 関係機関等への要請

災害が甚大で、町内のみの動員又は町の資機材では救出が困難な事態の場合は、道、近隣町村に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請を依頼するものとする。

(4) 住民による初期救出の実施

大規模な地震等の災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって、自主防災組織を育成する中で、バール、ジャッキ等の救助用資機材の備蓄を図り、訓練等を通じ使用方法の習得に努めるものとする。

(5) 消防団の活動

震災時には、消防団は町災害対策本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能な場合においても直ちに救出活動を行い、住民による救出の推進役を果たすものとする。

なお、救出活動においては警察等と緊密に連携し、実施するものとする。

7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、地震発生時において出火防止、初期消火、延焼拡大防止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施し、また地域住民や自主防災組織等の協力により住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものとする。

町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、「第4章第9節 消防

計画」及び「第7章第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとし、必要に応じて国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 消防活動体制の整備

町は、町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制の整備に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、又は必要に応じて被害想定図を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

ア 住宅密集地域の火災危険区域

イ 崖くずれ、崩壊危険箇所

ウ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(3) 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

ア 消防相互応援

イ 広域航空消防応援

ウ 緊急消防援助隊による応援

(4) 初期消火の徹底

地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これらの火災発生及びその拡大を最小限度に食い止めるため、初期消火活動を迅速に行うことが必要であり、このため、消火作業上必要な第一次的処置については、消防署（団）において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、関係機関等に応援の派遣要請をするものとする。

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の行政区等、地元住民は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

(5) 危険物の保安活動

ア 災害発生時及び発生のおそれのあるときは、町長（本部長）は、火薬類、プロパン、石油、薬品等の販売業者に対し、販売、使用等の一時禁止又は制限についての協力を求める。

イ 町長（本部長）は、被害が広範囲にわたり、危険物に引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内の住民に対する避難、立ち退きの指示勧告をする。

ウ 町長（本部長）は、火災の性質、状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、火災消防車の派遣要請等、他機関の応援を受ける。

エ 流出及び転倒した石油及び薬品タンク等に対しては、町長（本部長）は、使用の停止を命じ、危険物の排除を実施させる。

オ 町長（本部長）は、石油及び薬品等の危険物が漏出した場所、その他危険区域をロープ等で区画し、係員を配置する。

8 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

(1) 災害対策本部の設置

町長は、津波警報等を受け、又は津波の発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、職員を非常配備するとともに、指定地方行政機関、道、町内の公共的団体の協力を得て、応急対策を実施するものとする。

(2) 津波警戒体制の確立

町は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ等の聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

海面監視については、対策本部の指示により所定の区域を巡視し、監視警備を厳重に行い異常を発見したときは、直ちに対策本部に報告するものとする。

(3) 住民等の避難・安全の確保

津波警報等が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

なお、避難勧告等又は避難所については、「第5章第2節 避難対策計画」の定めによるが、特に次の措置を講じ住民の避難が円滑かつ安全に行われるよう努めるものとする。

ア 避難勧告等

津波警報等が発表された場合、又は津波の発生するおそれがある場合に、町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。なお、要配慮者を優先的に避難させるとともに、危険区域内の物件（自動車等）を移動させるほか、危険区域内への立入を禁止するなどの措置を講じる。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの建物などに緊急避難するよう伝達する。

イ 避難所等の指示及び誘導

町長は、避難の時期を逸しないよう速やかに行うものとし、危険区域内の全住民を避難させるものとする。

避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示を受けた者があたるものとする。

ウ 避難救出

救出にあたっては、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進する。

エ 漁船救出

町長は、関係機関と協議し、港内にある漁船及び船舶に対し避難指示又は勧告を行うとともに、漁船及び船舶は、津波警報等が発表された場合、又は津波発生のおそれがある場合は、人命の安全を最優先とした上で、漁船及び船舶の港外への避難又は流出防止措置を講ずる。乗組員は、安全な場所に避難し、人命を最優先した措置を講ずる。

9 災害警備計画

「第5章第6節 災害警備計画」を準用する。

10 交通応急対策計画

「第5章第7節 交通応急対策計画」を準用する。

11 輸送計画

「第5章第8節 輸送計画」を準用する。

1 2 ヘリコプター活用計画

「第5章第26節 ヘリコプター活用計画」を準用する。

1 3 食糧供給計画

「第5章第9節 食糧供給計画」を準用する。

1 4 給水計画

「第5章第10節 給水計画」を準用する。

1 5 衣料・生活必需物資供給計画

「第5章第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画」を準用する。

1 6 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じるので、各事業者は各施設の応急復旧対策を実施し、住民生活の維持・安定に努めるものとする。

(1) 簡易水道等

第5章第11節「上下水道施設対策計画」を準用する。

(2) 電気、通信、放送

電気、通信、放送の各事業者は、それぞれの応急復旧計画に基づき施設の被害調査、点検又は速やかに応急復旧対策を実施し、住民の生活の維持・安定を図るものとする。

1 7 医療救護計画

「第5章第14節 医療救護計画」を準用する。

1 8 防疫計画

「第5章第15節 防疫計画」を準用する。

1 9 廃棄物処理等計画

「第5章第16節 廃棄物処理等計画」を準用する。

2 0 文教対策計画

「第5章第18節 文教対策計画」を準用する。

2 1 住宅対策計画

「第5章第19節 住宅対策計画」を準用するとともに、被災地宅地危険度判定については、「第5章第20節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

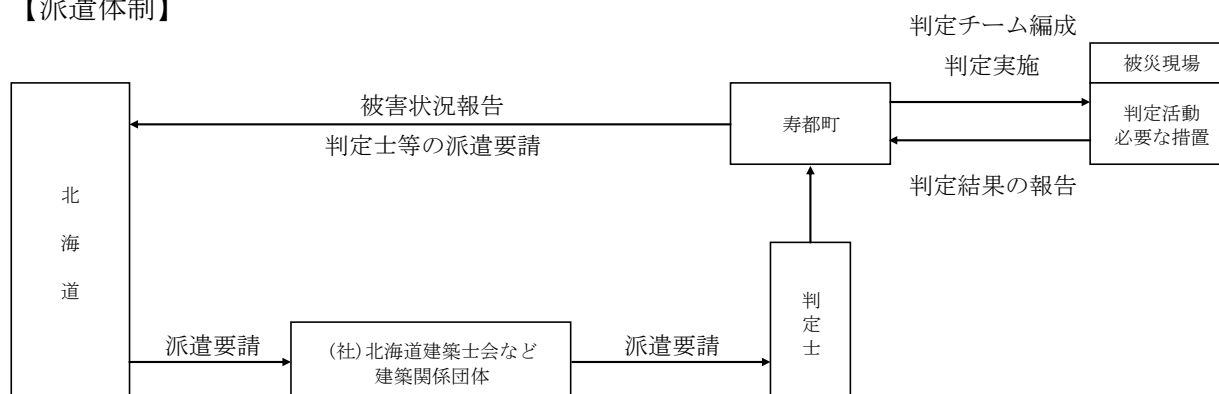
2 2 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

(1) 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。応急危険度判定士は、道に派遣を要請するものとする。

【派遣体制】



(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の三段階で判定を行い、三色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。なお、三段階の判定の内容については、次のとおりである。

(ア) 危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

(イ) 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

(ウ) 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な措置であるため、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2.3 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

「第5章第2.1節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

2.4 広域応援計画

「第5章第2.8節 広域応援計画」を準用する。

2.5 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

「第5章第2.7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

2.6 防災ボランティアとの連携計画

「第5章第3.0節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

2.7 災害救助法の適用と実施

「第5章第3.3節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4節 複合災害に関する計画

1 予防対策

(1) 町長は、後発災害が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制者資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

(2) 町長は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実働訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

(3) 町長は、複合災害における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第5節 災害復旧計画

「第8章 災害復旧計画」を準用する。

